

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
株式会社S TUDIO はーと	奈良市六条西五 丁目一三〇	はーとケア 大和小泉	大和郡山市小 泉町東三丁目 一三一三	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 五年十一 月一日
株式会社ゆ うき	生駒郡平群町西 宮二四七	在宅ケアセ ンターのぞ み	生駒郡平群町 西宮二四一 一六	同行援護	平成二十 五年十一 月一日
株式会社清 春おむすび	天理市長柄町二 〇九八一六	訪問介護お むすび	天理市三島町 四二五一	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	平成二十 五年十一 月一日
特定非営利 活動法人サ ンフラワー	桜井市大泉八八 五	ひまわりの 郷	橿原市大久保 町四八一	就労継続支 援（A型）	平成二十 五年十一 月一日

株式会社エース	特定非営利活動法人生駒まごころ	株式会社やすらぎ	一般社団法人たびだち	特定非営利活動法人吉野コスモス会	社会福祉法人下市ユートピア
奈良市高天市町二二一	生駒市山崎町二一〇三号室	香芝市磯壁四一八四一三石橋マンション二〇二号	生駒市壱分町五八三一〇	吉野郡大淀町下湊八六二一	吉野郡下市町阿知賀一三一二
ヘルパーステーション太陽十津川	特定非営利活動法人生駒まごころ	株式会社やすらぎ	たびだちの家	ういる工房	障害者自立支援センターユートピアアセグラ
吉野郡十津川村折立三六四一	生駒市山崎町二一〇三号室	香芝市磯壁四一八四一三石橋マンション二〇二号	生駒市壱分町五八三一〇	吉野郡大淀町下湊八五四一	吉野郡下市町阿知賀一三五
地域移行支援 地域定着支援	地域移行支援 地域定着支援	居宅介護 重度訪問介護	共同生活介護	就労継続支援（B型）	同行支援
平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日